

## 技能講習等修了証 再交付等の申請について

労働安全衛生法に基づく技能講習等修了証の再交付及び書替えは交付を受けた機関で再交付を受けてください。

【申請書に添付する書類】※申請は必要書類が全て揃ってから申請してください。

<input type="checkbox"/> 本人確認証明書	申請書の申請者氏名、生年月日、住所の欄に記入した事実を証明する書類で、住民票、自動車免許証等の公的な書類で確認させていただきます。 郵送の場合、自動車運転免許証等は写しで結構です。
<input type="checkbox"/> 氏名を変更する場合	「戸籍抄本」又は <u>氏名変更の裏書きがある</u> 「自動車運転免許証」
<input type="checkbox"/> 写真1枚（縦3cm×横2.4cm） 下記の②～⑤は不要	（背景無地、正面、脱帽、サングラス不可、6ヶ月以内に撮影した物）デジカメ写真を使用しても構いませんが、台紙は必ず印画紙を使用してください。
<input type="checkbox"/> 再交付・書替等手数料 交付する修了証1枚につき 2,500円（税込） 下記①～⑤は、1つにつき 1,650円（税込）	修了証1枚につき10種類まで記載できますが、修了証は「技能講習」、「特別教育」、「安全衛生教育」の種類ごとに分けて作成します。 郵送で手続きをされる方は手数料及び必要書類を同封し、現金書留にて郵送してください。
<input type="checkbox"/> 旧修了証	書替や損傷又は統合の場合は旧の修了証を返還してください。
<input type="checkbox"/> 郵送で申請をする場合のみ追加で必要な物 返信用封筒	簡易書留で返信いたします。定形封筒に返信先を明記し、切手を貼ったものを同封してください。 修了証2枚まで404円、修了証3枚以上414円
<input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合に追加で必要な物 A. 代理人の確認証明書 B. 委任状	代理人本人であることの確認（自動車運転免許証等）で行います。 また、委任状は申請書の下部に記載欄があります。

次の講習については交付時と同じく講習ごとに再交付を行ない、再交付等の手数料は1件につき1,650円となります。また、②～⑤が写真不要です。

- |   |
|---|
| ①車両系建設機械運転特例技能講習（昭和48年～昭和49年9月28日までに実施したもの） |
| ②現場管理者等のための統括管理者講習      ③熱中症予防指導員研修         |
| ⑥作業員のための熱中症予防研修      ⑤新規参加者教育               |

### 【申請先、お問い合わせ先】

建設業労働災害防止協会富山県支部

〒939-3545 富山市水橋入部町字元禄4-62

TEL 076-478-4900 FAX 076-478-5090

### 【再交付及び書替えが行えない技能講習等について】

建設業労働災害防止協会富山県支部では、次の技能講習の登録を廃止したため修了証の再交付及び書替えの業務は行っていません。再交付を希望される方は「技能講習修了証明書発行事務局」（〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生会館4階 URL：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>）に申請してください。

- |  |                      |
|--|----------------------|
| ● 第1種酸素欠乏作業主任者技能講習（酸素欠乏危険作業主任者技能講習）      | ● コンクリート破砕器作業主任者技能講習 |
| ● 第2種酸素欠乏作業主任者技能講習（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習） | ● ずい道等の掘削等作業主任者技能講習  |
| ● 鉛作業主任者技能講習                             |                      |
| ● ずい道等の覆工作業主任者技能講習                       |                      |

建設業労働災害防止協会富山県支部協会では「安全衛生推進者養成講習」の登録を廃止したため修了証の再交付及び書替えの業務は行っていません。「安全衛生推進者養成講習」修了証の再交付を希望される方は「富山労働局労働基準部健康安全課」にお問合せの上、申請を行なってください。